

経 済 労 働 委 員 会 記 録  
＜第2号＞

平成27年第1回沖縄県議会（2月定例会）

平成27年3月9日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

経 済 労 働 委 員 会 記 録<第 2 号>

開会の日時

年月日 平成27年 3 月 9 日 月曜日  
 開 会 午前10時03分  
 散 会 午前10時24分

場 所

第 1 委員会室

議 題

- 1 乙第35号議案 債権の放棄について
- 2 乙第39号議案 連帯保証債務金額等確認請求調停事件の調停について

出 席 委 員

委 員 長	上 原	章 君
副 委 員 長	砂 川	利 勝 君
委 員	座喜味	一 幸 君
委 員	新 垣	哲 司 君
委 員	仲 村	未 央 さん
委 員	崎 山	嗣 幸 君
委 員	玉 城	満 君
委 員	瑞慶覧	功 君
委 員	玉 城	ノブ子 さん
委 員	儀 間	光 秀 君
委 員	具志堅	徹 君
委 員	喜 納	昌 春 君

委員外議員 なし

---

### 欠席委員

なし

---

### 説明のため出席した者の職・氏名

商 工 労 働 部 長 下 地 明 和 君  
中 小 企 業 支 援 課 長 新 垣 秀 彦 君

---

○上原章委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

乙第35号議案及び乙第39号議案の議決議案2件を議題といたします。

なお、ただいまの議案2件は、3月5日の本会議において、先議案件として本委員会に付託されております。

本日の説明員として商工労働部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第35号議案債権の放棄について審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

下地明和商工労働部長。

○下地明和商工労働部長 それでは、商工労働部所管の議案につきまして、御説明いたします。

まず初めに、議案の御審査に当たりまして、商工労働部で用意いたしました配付資料の御確認をお願いします。

資料1といたしまして、平成27年第1回沖縄県議会（2月定例会）乙号議案（先議案件）説明資料、資料2といたしまして、平成27年第1回沖縄県議会（2月定例会）乙号議案（先議案件）説明要旨、この2点が商工労働部で用意いたしました資料となります。

議案の御説明に当たりまして、資料1平成27年第1回沖縄県議会（2月定例会）乙号議案（先議案件）説明資料に基づいて進めさせていただきますが、議

会配付資料の平成27年第1回沖縄県議会（定例会）議案（その3）一議案書の該当ページについても御案内いたします。

それでは、乙号議案について御説明いたしますが、乙第35号議案及び乙第39号議案については関連しますので、一括して御説明いたします。

それでは、乙第35号議案債権の放棄について御説明いたします。

資料1の1ページをお開きください。

議案書については、105ページとなっております。

本議案は、沖縄市アメニティプラン株式会社に対する県の債権を一部放棄するものであります。

県では、平成8年から平成10年にかけて沖縄市アメニティプラン株式会社に対し、同社が管理・運営するコリンザの建設費等として、中小企業高度化資金32億38万6000円の融資を行いました。しかし、同社は、経営の悪化により約定の償還が行えず、平成22年に解散を経て清算会社となり、特別清算手続へ移行しました。その特別清算手続の中で、清算人から示されている「県に対する弁済額を5億4500万円とすること」などの協定案を受け入れ、県の残りの債権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、特別清算手続の中で、沖縄市は、アメニティプラン株式会社からコリンザを買い取ることであり、市においては、同施設を図書館や雇用促進施設として再整備し、中心市街地のにぎわい創出を図る計画となっております。

続きまして、乙第39号議案連帯保証債務金額等確認請求調停事件の調停について御説明いたします。

資料1の2ページをお開きください。

議案書については、115ページとなっております。

本議案は、県と沖縄市アメニティプラン株式会社の連帯保証人との調停を成立させるためのものであります。

県は、沖縄市アメニティプラン株式会社に中小企業高度化資金の融資を行う際、当時の役員を連帯保証人として徴求しており、当該連帯保証人から連帯保証債務の減免を求め、平成22年7月14日付で那覇簡易裁判所へ調停が申し立てられました。

これまで29回の調停を経て、今般、連帯保証人が、調停内容に同意したことから、係属中の調停を成立させるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

説明は以上となります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより乙第35号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 結果は動いたなという実感ですが、1つは、この施設を今後どういう運営主体で、どのような方向性で活用していこうとしているのか、その辺の御説明をお願いします。

○下地明和商工労働部長 コリンザの跡利用計画についてかと思いますが、この跡利用につきましても、沖縄市が、現在、狭隘な市立図書館をこちらのほうに移して使うということで、まず1つは市立図書館としての活用。それから雇用促進施設としての機能を強化するというので、そういう雇用関係の組織をこちらのほうに入れて、中心市街地のビジネス拠点として市の就労支援、雇用拡大等によるにぎわい創出効果を見込んで使っていくということで説明を受けております。

○座喜味一幸委員 これは、ある意味での再建再利用という形になると思うのですが、沖縄市だけの話ではなくて、どういう形で県は関与して今の再利用、再建に向けた議論が進んでいるのか、どういう組織でこれを進めているかをお願いします。

○下地明和商工労働部長 オープンして間もなくから、かなり経営状況が芳しくないということで、キーテナントの入れかえなどがいろいろありまして、最終的に経営がうまくいかない、今後とも見込みがないという状況が見えたときに、しからば、どういう手続でこの組織を終了させようかという話し合いの中で、破産手続という方法もありますし、特別清算手続という方法もございました。その中で、破産手続という方法になると裁判所が関与したものになっていきますので、この施設の有効活用に向かないのではないかとということも含めまして、大株主である沖縄市も含めて協議をしていく中で、特別清算という方法をとろうということになりました。そういうことを進めている中において、沖縄市においてはこの施設を特別清算した後どう活用していくかといういろいろ検

討した結果、狭隘で老朽化している市立図書館、あるいは雇用関係の施設が弱いということもありまして、そういった公的なものに活用していくことによってこちらの有効活用が図れるということで、沖縄市、また中小企業基盤整備機構との三者、あるいはそれぞれの株主の四者で十分に話し合いをしながら、5年近くかけて今日に至ったというのが状況でございます。

**○座喜味一幸委員** この施設は、どういう形で清算するか大変苦労したと思うのですが、沖縄市の図書館だとか雇用促進施設ですから、なかなか利益が出せない—それはある意味、公的な施設として利活用していくという沖縄市の覚悟があったものだと思いますが、トータルとして沖縄市の運営で今後持ち出し分も出ると思うのですが、運営管理に対する一般財源からの支出等も含めて、沖縄市の覚悟といいますか、その辺はきちんと整理がついているのかどうかだけをお聞かせください。

**○新垣秀彦中小企業支援課長** 今回のコリンザ等の買い取りにつきましては、一部雇用促進施設という意味合いもあって、沖縄振興一括交付金が原資として充てられている部分もございます。そして、あとは図書館ということで社会資本に関する交付金等で賄うと聞いておりまして、今後、市が責任を持ってこの図書館の運営—今の図書館には駐車場がありませんが、コリンザには駐車場がございますので、市民の方々が車でも来られるということで、公的な施設としての利用、付加価値が高まるということで、それについては、今後、市も財源を捻出して、その施設運営に当たるというように伺っております。

**○上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**○上原章委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第35号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第39号議案連帯保証債務金額等確認請求調停事件の調停について審査を行います。

議案の説明は先ほど商工労働部長が説明したとおりでありますので、これより乙第39号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新垣哲司委員。

**○新垣哲司委員** これは当時はバブル時期で非常によかったのですが、商店街やいろんな皆さんが連帯保証人になって、非常に意気込みよくやったのですが、開設する当初から採算の問題で大変厳しいという一いわゆる通り会とかの皆さんが保証人になっているわけですから、その時点では迷惑というのですか、清算ができなかったということで、今回調停を29回もやって、正直に言ってこのようにできて非常によかったと思っているのですが、ここまで来る経緯を説明願えますか。

**○新垣秀彦中小企業支援課長** 特別清算が行われた平成22年に、時を同じくして同7月に連帯保証人側から債務の減免を求める調停がございました。それについては30億円余りの債務ということで、連帯保証人側としてもそれぞれが個人で負担ができないという話がございましたので、その中で当然県としてもそれぞれの保証人になった経緯、まちづくりに推進したということもありまして、県としてもどの金額で調停ができるのかというところで29回にわたって話をしてきたという経緯がございます。その中において、負担割合につきましては保証人側が負える負担、当然今後生活ができる負担、もしくは資産等の調査であるとかそのあたりをして、最終的には、今回、御提示している6250万円というので、県としても議会の承認を得た上で、保証人側もこれまでの建設当時の皆さん方の責任という部分も踏まえて、それについては御理解いただいたという状況です。

**○新垣哲司委員** 時間はかかって一やはり地域を活性化するという意味で連帯保証人になったのですが、当時の額を一人一人試算すると大変な額ですよ。これは万が一があれば、会社もあるいは崩壊するのではないかというぐらいの金額でしたので、議論を重ねてこういう調停に持っていったということで、これからまた新しく市が図書館に利用するという事は、よく頑張ったというように評価するものであります。引き続き、市に移行するわけですから、その辺も県と連絡をとりながら清算をきちんとやって、運用していただきたいと思っております。調停したわけですから、その辺の今後の見通しについて、県がどういうアドバイスをするかという所見を述べていただいて終わりたいと思います。

○下地明和商工労働部長 今回の処理におきましては、今議会で最終的な承認を得た後、30回目の最終調停を行いまして、年度内に全て清算をして、この債権債務関係を終了する運びで作業を進めております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第39号議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○上原章委員長 再開いたします。

議案の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決について協議)

○上原章委員長 再開いたします。

これより、議案の採決を行います。

乙第35号議案及び乙第39号議案の議決議案2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第35号議案及び乙第39号議案は可決されました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案に対する委員会審査報告書の作成等につきまして、委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に先議案件として付託された議案等の処理は全て終了いたしました。

次回は、3月12日 木曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 上原 章